

だいじゅ 事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ダイジュが開設するだいじゅ事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問介護、予防専門型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 訪問介護は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 予防専門型訪問サービスは、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 3 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業所及び地域包括支援センター（以下「居宅介護支援事業者等」という。）等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 だいじゅ

所在地 岡崎市籠田町12番地 第1藤村ビル2F

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1） 管理者 1名（常勤）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う

（2） サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う

- ・訪問介護計画（予防専門型訪問サービス計画を含む）の作成・変更等を行い、利用の申込に係る調整をすること
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席・利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること
- ・訪問介護員に対し、具体的な到達目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること

（3） 訪問介護員等 2.5名以上（常勤加算方法による）

訪問介護員等は、訪問介護（予防専門型訪問サービスを含む）の提供にあたる

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日（サービス提供日以外にも利用者の意向・相談に応じサービスを提供します）ただし、8月13日～15日及び12月30日～1月4日は除く。
- ② 営業時間 午前10時から午後6時までとする。
(サービス提供時間以外にも利用者の意向・相談に応じサービス提供を行うものとする)
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表2に記載された額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

[訪問介護、予防専門型訪問サービス]

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所の実施地域を越える地点から、片道1キロメートル当たり 100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岡崎市、安城市、豊田市、幸田町とする。

(身体拘束の禁止)

第9条 身体拘束は禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。

(高齢者の虐待防止)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずる

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等その他の従業者に周知徹底を図ること
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 事業所において、訪問介護員等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(ハラスメントの防止)

第11条 この規程は、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントなど）を防止するために従業員が遵守すべき事項や防止するための措置等を定める。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、利用者等に対して適切な事業を提供するため、従業員の勤務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

⑤ 採用時研修 採用後1カ月以内

⑥ 継続研修 年2回

- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ダイジュと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から実施する。